

静岡地裁民第5号

(組ろー05)

平成25年1月7日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

静岡地方裁判所長 河 合 健 司

執行官事務の査察結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

平成24年度における標記の査察結果は、別添のとおりです。

添付書類

- 1 平成24年12月20日付け当庁執行官監督官村野裕二作成の「執行官事務査察(全庁)結果について」
- 2 平成24年6月28日付け当庁執行官監督官村野裕二ほか作成の執行官事務査察報告書
- 3 平成24年6月27日付け沼津支部執行官監督官山崎まさよほか作成の執行官事務査察報告書
- 4 平成24年6月21日付け富士支部執行官監督官金田洋一ほか作成の執行官事務査察報告書
- 5 平成24年6月28日付け下田支部執行官監督官古賀大督ほか作成の執行官事務査察報告書
- 6 平成24年6月21日付け浜松支部執行官監督官桐ヶ谷敬三ほか作成の執行官事務査察報告書
- 7 平成24年7月2日付け掛川支部執行官監督官安福達也ほか作成の執行官事務査察報告書



平成24年12月20日

静岡地方裁判所長 殿

静岡地方裁判所

執行官監督官 村 野 裕 二

執行官事務査察（全庁）結果について（報告）

平成24年度の標記の査察実施の結果は、下記のとおりです。

記

1 査察対象庁、査察実施年月日及び査察事務担当者

別紙第1のとおり

2 当庁が定めた重点査察事項

- (1) 事件の処理に関する事項
- (2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- (3) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- (4) 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- (5) 執行官室の運営に関する事項
- (6) 執行官の使用する事務員に関する事項

3 査察の結果

別紙第2から第7までのとおり

(別紙第1)

月 日	庁名	執行官監督官	執行官監督補佐官等
10. 18 (木)	富士支部	判事 村 野 裕 二	民事次席書記官 沼津支部民事訟廷管理官 浜松支部主任書記官 總括執行官 事務局次長 會計課専門官 鈴 木 健 雄 鈴 久 保 喜 鈴 松 田 明 山 下 彦 上 根 茂
10. 29 (月)	下田支部		民事次席書記官 沼津支部民事訟廷管理官 沼津支部主任書記官 總括執行官 會計課専門官 鈴 木 健 雄 鈴 野 剛 松 上 男 上 村 茂
11. 2 (金)	本 庁	判事 村 野 裕 二	民事首席書記官 民事次席書記官 本庁民事訟廷管理官 本庁民事主任書記官 總括執行官補佐 事務局長 會計課課長補佐 會計課係長 服 部 好 男 鈴 木 健 雄 高 橋 研 二 七 三 秋 渡 五 正 宇 留 千 天 川 照 長 野 美 谷 川 雄 生
11. 12 (月)	掛川支部		民事首席書記官 浜松支部民事訟廷管理官 沼津支部主任書記官 總括執行官補佐 事務局次長 會計課課長補佐 服 部 好 男 渥 美 博 大 保 秋 渡 邊 彦 山 根 雄 天 野 雄
11. 26 (月)	沼津支部	判事 村 野 裕 二	民事首席書記官 本庁民事訟廷管理官 浜松支部主任書記官 總括執行官 事務局長 會計課係長 服 部 好 男 高 橋 研 久 保 二 松 田 明 宇 下 秋 長 留 生 谷 川 生
11. 27 (火)	浜松支部	判事 村 野 裕 二	民事次席書記官 本庁民事訟廷管理官 本庁民事主任書記官 總括執行官 事務局長 會計課課長 鈴 木 健 雄 高 橋 研 七 三 秋 松 田 彦 宇 下 雄 藤 留 生

(別紙第2)

被 査 察 庁 名	静岡地方裁判所（本庁）
査 察 実 施 年 月 日	平成24年11月2日（金）
執行官及び事務員	執行官 長谷川 正 幸・松 下 吉 男 杉 山 勝 秀 事務員 [REDACTED]・[REDACTED]
査 察 対 象 期 間	平成24年1月1日～同年11月2日
査 察 の 結 果	別紙のとおり

(別紙)

査 察 事 項	査 察 結 果 の 要 旨
1 事件の処理に関する事項	(1) 現況調査報告書は、おおむね期限内に提出されていたが、期限後1月程度遅延したものが15%程度あったので改善を求めた。 (2) 執イ、執ロ、執ハの事件につき、おおむね所定の期間内に執行に着手され、適正に処理されていた。
【改善を求めた事項及び指導した事項等】 上記(1)以外には特になし。	
2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項	(1) 通達所定の帳簿諸票は全て備え付けられており、適正に処理されていた。 (2) 事件記録関係は概ね適正に処理されていた。 (3) 保存廃棄関係 ア 事件記録、事務帳簿の保存、廃棄事務も適正に処理されており、廃棄手続は平成23年度分まで準備が完了している。 イ 既済記録は、 に年度ごと、事件番号順に区分され、適宜の冊数でくくり、その背の部分に事件番号等を表示し、適正かつ見やすく保存されていた。

	ウ 係属中の事件記録の保管状況については、進行中の事件記録と既済記録、資料等がそれぞれ段を異にして保管されており、事件記録とそれ以外のものが混在している状況にはない。
3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項	適正に処理されていた。
4 予納金、保管金及び保管物に関する事項	適正に処理されていた。
5 執行官室の運営等に関する事項	適正に処理されていた。
6 執行官の使用する事務員に関する事項	事務員は不明な点は執行官に確認して事務処理をしており、特に問題はない。

(別紙第3)

被 査 察 庁 名	静岡地方裁判所沼津支部
査 察 実 施 年 月 日	平成24年11月26日 (月)
執行官及び事務員	執行官 渡 邊 千 秋・堀 池 正 康 木 村 英 行・小 林 洋 和 事務員 [REDACTED]・[REDACTED]
査 察 対 象 期 間	平成24年1月1日～同年11月26日
査 察 の 結 果	別紙のとおり

(別紙)

査 察 事 項	査 察 結 果 の 要 旨
1. 事件の処理に関する事項	(1) 現況調査報告書は、おおむね期限内に提出されていた。 (2) 執イ、執ロ、執ハの事件につき、おおむね所定の期間内に執行に着手され、適正に処理されていた。
【改善を求めた事項及び指導した事項等】 なし。	
2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項	(1) 通達所定の帳簿諸票は全て備え付けられており、適正に処理されていた。 (2) 事件記録関係はおおむね適正に処理されていた。 長期未済事件についても、定期的に進行状況を照会し、記録化されていた。 (3) 保存廃棄関係 ア 事件記録、事務帳簿の保存、廃棄事務も適正に処理されており、廃棄手続は平成23年度分まで完了している。 イ 既済記録は、[REDACTED]に、執イ事件は既済年度ごと事件番号順に、執ロ・執ハ事件は年度ごと、事件番号順に区分され、適正かつ見やすく保存されていた。 ウ 係属中の事件記録の保管状況については、[REDACTED]

	に進行中の事件記録と既済記録、資料等がそれぞれ段を異にして、よく整理されて保管されていた。
3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項	適正に処理されていた。
4 予納金、保管金及び保管物に関する事項	適正に処理されていた。
5 執行官室の運営等に関する事項	(1) 執行裁判所と評価人との協議会に執行官も出席しているので、実質的に三者の定期的な会合が持たれている。 また、疑問点や不明な点があれば、その都度、書記官室を通じて相談や協議を行っている。 (2) 現況調査報告書を提出する際には、評価人との摺り合わせは十分に行っている。評価人との連携に関しては、お互いに情報を提供し合って協力している。 (3) 執行官収支明細簿について 適正に処理されていた。
6 執行官の使用する事務員に関する事項	特になし。

(別紙第4)

被 査 察 庁 名	静岡地方裁判所富士支部
査 察 実 施 年 月 日	平成24年10月18日(木)
執行官及び事務員	執行官 増 田 登志雄 事務員 XXXXXXXXXX
査 察 対 象 期 間	平成24年1月1日～同年10月18日
査 察 の 結 果	別紙のとおり

(別紙)

査 察 事 項	査 察 結 果 の 要 旨
1 事件の処理に関する事項	(1) 現況調査報告書は期限内に提出されていた。 (2) 執イ、執ロ、執ハの事件につき、おおむね所定の期間内に執行に着手され、適正に処理されていた。
【改善を求めた事項及び指導した事項等】 沼津支部所属執行官が填補により担当する場合、記録を沼津支部との間でやり取り（郵送）あるいは執行官来庁時に手渡す方法を探っているが、授受の形跡が残っていないので、帳簿等で管理する方法を検討するよう指示した。	
2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項	(1) 通達所定の帳簿諸票は全て備え付けられており、おおむね適正に処理されていた。 (2) 事件記録関係は、おおむね適正に処理されていたが、申立書、債務名義還付申請書と共に郵便切手が添付されてきた場合、記録にその形跡が残っていないので、当該書類に受理額、使途、日付等が分かるよう処理するよう指示した（指示事項が記載できるゴム印が沼津支部から送付され、今後指示どおり処理することとなった。）。 (3) 動産執行と明渡しのように関連事件が同時係属する場合、それぞれの事件簿及び記録に関連事件番号を記載し、併せ

で、債務名義原本等がどちらの記録に編てつされているかについても記録上明記するよう指示した。

(4) 保存廃棄関係

ア 事件記録、事務帳簿の保存、廃棄事務も適正に処理されており、廃棄手続は平成23年度分まで廃棄準備が完了している。

イ 既済記録は、種類ごと、年度順、事件番号順に配架され、50冊単位でくくり、その背の部分に事件番号等を表示し、適正かつ見やすく保存されていた。

ウ 係属中の事件記録の保管状況については、進行中の事件記録と既済記録、資料等がそれぞれ段を異にして保管されており、事件記録とそれ以外のものが混在している状況にはない。

3 手数料及び費用の
算定に関する事項

適正に処理されていた。

4 予納金、保管金及
び保管物に関する事
項

適正に処理されていた。

5 執行官室の運営等

(1) 執行裁判所、執行官、評価人の三者協議会を行っており、

に関する事項	疑問点や不明な点については、その都度書記官室を通じて相談や協議を行っている。 (2) 執行官収支明細簿は適正に処理されていた。
6 執行官の使用する 事務員に関する事項	事務員は1人であるが、執行官室が空にならないよう執行官と事件指定及び休暇を調整しており、これまで特に問題は生じていない。

(別紙第5)

被 査 察 庁 名	静岡地方裁判所下田支部
査 察 実 施 年 月 日	平成24年10月29日(月)
執行官及び事務員	執行官 堀池正康・渡邊千秋 木村英行・小林洋和 事務員 XXXXXXXXXX
査 察 対 象 期 間	平成24年1月1日～同年10月29日
査 察 の 結 果	別紙のとおり

(別紙)

査 察 事 項	査 察 結 果 の 要 旨
1 事件の処理に関する事項	執イ、執ロ、執ハの事件につき、おおむね所定の期間内に執行に着手され、適正に処理されていた。
【改善を求めた事項及び指導した事項等】 執行官非常駐庁のため、記録を沼津支部との間でやり取り（郵送）あるいは執行官来庁時に手渡す方法を採用しているが、授受の形跡が残っていないので、帳簿等で管理する方法を検討するよう指示した。	
2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項	(1) 通達所定の帳簿諸票は全て備え付けられており、おおむね適正に処理されていた。 (2) 事件記録関係は、おおむね適正に処理されていたが、申立書、債務名義還付申請書と共に郵便切手が添付されてきた場合、記録にその形跡が残っていないので、当該書類に受理額、使途、日付等が分かるよう処理するよう指示した（指示事項が記載できるゴム印が沼津支部から送付され、今後指示どおり処理することとなった。）。 (3) 動産執行と明渡しのように関連事件が同時係属する場合、それぞれの事件簿及び記録に関連事件番号を記載し、併せて、債務名義原本等がどちらの記録に編てつされているか

	についても記録上明記するよう指示した。 (4) 保存廃棄関係 ア 事件記録、事務帳簿の保存、廃棄事務も適正に処理されており、廃棄手続は平成23年度分まで廃棄準備が完了している。 イ 既済記録は、年度ごと、事件番号順に区分され、適宜の冊数でくくり、その背の部分に事件番号等を表示し、適正かつ見やすく保存されていた。 ウ 係属中の事件記録の保管状況については、進行中の事件記録と既済記録、資料等がそれぞれ段を異にして保管されており、事件記録とそれ以外のものが混在している状況にはない。
3 手数料及び費用の算定に関する事項	適正に処理されていた。
4 予納金、保管金及び保管物に関する事項	適正に処理されていた。
5 執行官室の運営等に関する事項	適正に処理されていた。

6 執行官の使用する
事務員に関する事項

非常駐庁であるため、事務員の勤務は、毎週（月）（木）の9時から16時までであるが、事件数が減少しているため、不在時に当事者や裁判所職員に負担をかけることはないと思われる。

事件記録等の保管については慎重な取扱いが求められるが、保管庫の鍵は[REDACTED]で管理され、退庁時に[REDACTED]に保管され適切に管理されていた。

なお、公印は契印機を除き、沼津支部に保管されている。

(別紙第6)

被 査 察 庁 名	静岡地方裁判所浜松支部
査 察 実 施 年 月 日	平成24年11月27日(火)
執行官及び事務員	執行官 鈴木 剣・萩原 弘幸 近藤 雅彦 事務員 [REDACTED] [REDACTED]
査 察 対 象 期 間	平成24年1月1日～同年11月27日
査 察 の 結 果	別紙のとおり

(別紙)

査 察 事 項	査 察 結 果 の 要 旨
1 事件の処理に関する事項	(1) 現況調査報告書は、おおむね期限内に提出されていた。 (2) 執イ、執ロ、執ハの事件につき、おおむね所定の期間内に執行に着手され、適正に処理されていた。
【改善を求めた事項及び指導した事項等】 なし。 ただし、明渡執行事件の強制執行調書の書式が三者三様であるので、執行官事務の手引き等を参照の上、ある程度の統一を検討するよう指示した。	
2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項	(1) 通達所定の帳簿諸票は全て備え付けられており、おおむね適正に処理されていた。 (2) 事件記録関係は、おおむね適正に処理されていた。 (3) 保存廃棄関係 ア 事件記録、事務帳簿の保存、廃棄事務も適正に処理されており、廃棄手続は平成23年度分まで完了している。 イ 既済記録は、[REDACTED]に廃棄年度順に配架され、適宜の冊数でくくり、その背の部分に事件番号 等を表示し、適正かつ見やすく保存されていた。 ウ 係属中の記録の保管状況については、[REDACTED]

	 の上段に事件記録、下段に資料等が保管され、 記録とそれ以外のものが混在している状況にはない。
3 手数料及び費用 の算定及び請求に 関する事項	適正に処理されていた。
4 予納金、保管金 及び保管物に関す る事項	適正に処理されていた。
5 執行官室の運営 等に関する事項	(1) 事務員の指導方法等について、各執行官が共通認識の下 に行い、今後も仕事がしやすい環境整備を行うよう検討を 指示した。 (2) 執行官収支明細簿について 適正に処理されていた。
6 執行官の使用す る事務員に関する 事項	事務員は2人とも経験が長く 事件数等 を考慮し、掛川への填補（現在、週2回）を軽減したい 旨の要望があったので今後の検討課題とした。

(別紙第7)

被 査 察 庁 名	静岡地方裁判所掛川支部
査 察 実 施 年 月 日	平成24年11月12日（月）
執行官及び事務員	執行官 鈴木 剣・萩原 弘幸 近藤 雅彦 事務員 [REDACTED]・[REDACTED]
査 察 対 象 期 間	平成24年1月1日～同年11月12日
査 察 の 結 果	別紙のとおり

(別紙)

査 察 事 項	査 察 結 果 の 要 旨
1 事件の処理に関する事項	(1) 現況調査報告書は、おおむね期限内に提出されていた。 (2) 執イ、執ロ、執ハの事件につき、おおむね所定の期間内に執行に着手され、適正に処理されていた。
【改善を求めた事項及び指導した事項等】 なし。	
2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項	(1) 通達所定の帳簿諸票は全て備え付けられており、おおむね適正に処理されていた。 (2) 事件記録関係は、おおむね適正に処理されていた。 (3) 保存廃棄関係 ア 事件記録、事務帳簿の保存、廃棄事務も適正に処理されており、廃棄準備手続は平成23年度保存期間満了分まで完了している。 イ 既済記録は、年度ごと、事件番号順に区分され、適宜の冊数でくくり、その背の部分に事件番号等を表示し、適正かつ見やすく保存されていた。 ウ 係属中の事件記録の保管状況については、進行中の事件記録と既済記録、資料等がそれぞれ段を異にして

	保管されており、事件記録とそれ以外のものが混在している状況にはない。
3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項	適正に処理されていた。
4 予納金、保管金及び保管物に関する事項	適正に処理されていた。
5 執行官室の運営等に関する事項	適正に処理されていた。
6 執行官の使用する事務員に関する事項	事務員は、毎週月曜日と木曜日の午前中、浜松支部の2人の事務員が交代で掛川支部の事務に当たっている。事務の内容は郵便の受付が主であるが、特に問題なく行われている。非常駐庁であるため、記録と公印の管理が重要であるが、いずれも [REDACTED] 保管して適切に管理している。

平成24年6月28日

静岡地方裁判所長 殿

静岡地方裁判所

監督官	民事第2部総括裁判官	村野裕二
監督補佐官等	民事首席書記官	服部好男
	民事次席書記官	鈴木健雄
	民事訟廷管理官	高橋研二
	主任書記官	七五三正人
	事務局長	宇留川千秋
	会計課課長補佐	天野照雄
	会計課経理係長	長谷川美生

執行官事務査察結果報告書

被 査 察 庁 名	静 岡 地 方 裁 判 所 (本庁)
査 察 実 施 年 月 日	平成24年6月19日 (火)
執行官及び事務員	執行官 長谷川 正 幸 松 下 吉 男 杉 山 勝 秀 事務員   
査 察 対 象 期 間	平成24年1月1日～同年5月31日
査 察 の 結 果	別紙記載のとおり

(別紙)

査 察 事 項	査 察 結 果 の 要 旨
1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項	通達に基づく諸帳簿及び物品保管票は全て備え付けられており、記載も適正にされていた。
2 事件の受付及び分配に関する事項	申立書の受付印の押捺、記載等適正に受付がされていた。
3 事件の処理に関する事項	おおむね適正に処理されていた。 長期未済事件はなく、執行未着手事件も査察当日までに大部分が既済になっていた。 現況調査報告書の提出については、期限後1箇月以内に提出されたものが受命件数の15パーセント程度あったが、大部分が10日以内であり、特に事務に支障を来すものではなかった。
4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項	記録の編てつ、調書記載はおおむね適正に処理されていた。
5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項	適正に行われていた。

6 予納金、保管金
及び保管物に関する事項

預金通帳、執行官収支明細簿、領収書つづり等を精査したが、適正に処理されていた。保管物については、平成24年3月に1件（現金）あったが、4月に債権者に交付されており、査察時点では、保管物はなかった。

7 帳簿、物品保管
票、記録及び簿冊
の保管、保存及び
廃棄に関する事項

記録は事務室内の[REDACTED]に適正に保管されていた。廃棄は平成23年度満了分まで廃棄上申処理済みである。

8 執行官の使用す
る事務員に関する
事項

各事務員は、執行官の指示に従い、適正に事務処理を行っていた。

9 その他

指摘すべき問題はない。

【改善を求めた事項及び指導した事項】

なし

平成24年6月27日

静岡地方裁判所長 殿

静岡地方裁判所沼津支部

監 督 官 (支部長)

山 崎 まさよ

監督補佐官 (庶務課長兼主任書記官)

星 野 雅 彦

監督補佐官 (民事訟廷管理官)

鈴 木 久 喜

監督補佐官 (主任書記官)

野 村 剛

監督補佐官 (主任書記官)

大久保 博

執行官事務査察結果報告書

被 査 察 庁 名	静岡地方裁判所沼津支部
査 察 実 施 年 月 日	平成24年6月27日 (水)
執行官及び事務員	執行官 堀 池 正 康 同 渡 邊 千 秋 同 木 村 英 行 同 小 林 洋 和 事務員 [REDACTED] 同 [REDACTED]
査 察 対 象 期 間	平成24年1月1日～同年5月31日
査 察 の 結 果	別紙記載のとおり

(別紙)

1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項 2 事件の受付及び分配に関する事項 3 事件の処理に関する事項 4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項 5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項 6 予納金、保管金及び保管物に関する事項 7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項 8 執行官の使用する事務員に関する事項 9 その他	1 所定の帳簿（事件簿については、システムにより打ち出したもの）は、全て備え付けられており、記載もおおむね適正にされていた。 2～6 おおむね適正に処理されていた。 長期未済事件のうち、平成23年査察時から係属していた1件については、仮差押えした動産が、破産管財人により売却された（平成24年4月頃）ため、当然終了も考えられたが、執行官による取消処分で終了となった。 現況について、期限後未提出事件については、ホテル、旅館などの物件であったり、物件多数で権利関係が複雑なものなど相当な理由があるものであるが、平成23年以前受命分についてはこの6月又は7月には提出見込みである。 7 [] の記録、帳簿等の保存は、整然と配列されており、廃棄については、平成23年満了分（平成24年度については、庁舎改修により6月に実施済み）も含め廃棄可能分全てが廃棄されていた。 物品保管票に、事件終了済みものが記載されていたが、まだ保管中であり、所有者に対して連絡中とのことであった。 8 事務員に関しては、問題となる事項はない。 なお、7月1日に [] 事務員が、本庁の事務員と交代予定である。 9 特になし。
【改善を求めた事項及び指導した事項】 ・ 事件関係送付簿中、略語で標目が記載されていたものがあったが、略語一覧が添付されていなかったもので、帳簿の冒頭や、各ページの余白などに表記するように指導した。	

平成24年6月21日

静岡地方裁判所長 殿

静岡地方裁判所富士支部

監督官 金 田 洋 一

監督補佐官 伊 藤 公 志

同 秋 鹿 健 司

執行官事務査察結果報告書

被 査 察 庁 名	静岡地方裁判所富士支部
査 察 実 施 年 月 日	平成24年6月19日(火)
執行官及び事務員	執行官 増 田 登 志 雄 事務員 XXXXXXXXXX
査 察 対 象 期 間	平成24年1月1日～同年5月31日
査 察 の 結 果	別紙記載のとおり

(別紙)

査 察 事 項	査 察 結 果 の 要 旨
1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項	通達に基づく諸帳簿及び物品保管票は全て備え付けられており、記載も適正にされていた。
2 事件の受付及び分配に関する事項	申立書の受付印の押捺、記載等適正に受付がされており、事件の分配も執行官1名及び沼津支部の填補執行官に均等に分配されていた。
3 事件の処理に関する事項	執行未着手事件のうち2件は、執行期日指定後、債権者の申出により執行を中止し、現在、新たな執行期日調整のため、債権者からの連絡待ちの状態であった。また、他の1件については、申立後、日が経過しているのに期日の指定がされておらず、予納金も未納であった。執行官の説明では執行期日指定のため、債権者からの連絡待ちとのことであったが、経過が記録上不明であったため、明確にしておくよう指摘した。 他の執行未着手事件一覧表記載の事件は、査察時点ですべて終了していた。 現在、未提出となっている現況調査報告書は、すべて期限内であった。
4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項	記録の編てつ、調書の記載等は正確、適正である。
5 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項	適正に行われている。

6 予納金、保管金及び保管物に関する事項	適正かつ速やかに処理がされている。なお、保管物はない。 執行官収支明細簿、領収書つづり及び収支明細補助簿を精査したが問題はなかった。
7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存並びに廃棄に関する事項	記録は事務室内の[REDACTED]に適正に保管されていた。既済記録の庶務課長への査察も毎月遅滞なく行われている。 廃棄は平成23年度満了分まで廃棄上申、許可済みである。
8 執行官の使用する事務員に関する事項	事務員は、県内の執行官の共同雇用であり、事務員に対する指導は主に増田執行官が行っている。
9 その他	指摘すべき問題はない。
【改善を求めた事項及び指導した事項】 なし。	

平成24年6月28日

静岡地方裁判所長 殿

静岡地方裁判所下田支部

監督官 支部長判事補 古賀 大 督

監督補佐官 庶務課長 増田 直 樹

執行官事務査察結果報告書

被 査 察 庁 名	静岡地方裁判所下田支部
査 察 実 施 年 月 日	平成24年6月28日 (木)
執行官及び事務員	執行官 渡 辺 千 秋 小 林 洋 和 木 村 英 行 堀 池 正 康 事務員 XXXXXXXXXX
査 察 対 象 期 間	平成24年1月1日～同年5月31日
査 察 の 結 果	別紙記載のとおり

(別紙)

査 察 事 項	査 察 結 果 の 要 旨
1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項	1 所定の帳簿は全て（現況調査等事件簿を除く。）備え付けられており、その使用、記載も適正であった。なお、保管物品はない。
2 事件の受付及び分配に関する事項	2 沼津支部の4人の執行官が、執イ・執ロは受付順に、執ハとその余の事件は2か月交替で、下田支部を担当し、出張して事件処理を行っている。受付事務は、毎週月曜日及び木曜日に出勤する事務員によって行われている（事務員不在時は、執行官事務取扱書記官が、受付事務に限り処理されている。）。
3 事件の処理に関する事項	3 事件記録は、執行官室の[REDACTED]に整然と保管され、遅滞なく処理されていた。なお、長期未済事件・執行未着手事件もない。
4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項	4 いずれも適正に処理されていた。
5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項	5 いずれも適正に処理されていた。
6 予納金、保管金及び保管物に関する事項	6 いずれも適正に処理されていた。なお、保管物はない。

7 帳簿、物品保管票 記録及び簿冊の保管 保存・廃棄事項	7 帳簿諸票、記録等は、 [REDACTED] に整然と保管 ・保存されていた。なお、事件記録及び帳簿類の廃棄手 続は平成23年度廃棄可能分まで終了していた。
8 執行官の使用す る事務員に関する 事項	8 特になし。
9 その他	9 特になし。

【改善を求めた事項及び指導した事項】

特になし。

平成24年6月21日

静岡地方裁判所長 殿

静岡地方裁判所浜松支部

監督官	支部長	桐ヶ谷敬三
同	民事部裁判官	小川 敦
監督補佐官	庶務課長兼主任書記官	奥村 明彦
同	民事訟廷管理官	渥美 直人
同	主任書記官	久保田 明

執行官事務査察結果報告書

被 査 察 庁 名	静岡地方裁判所浜松支部
査 察 実 施 年 月 日	平成24年6月20日（水）
執行官及び事務員	執行官 鈴木 剣 同 萩原 弘幸 同 近藤 雅彦 事務員 XXXXXXXXXX 事務員 XXXXXXXXXX
査 察 対 象 期 間	平成24年1月1日～同年5月31日
査 察 の 結 果	別紙記載のとおり

(別紙)

査 察 事 項	査 察 結 果 の 要 旨
1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項	1 通達所定の帳簿等は、全て備え付けられており、記載についても、適正かつ正確に処理されていた。
2 事件の受付及び分配に関する事項	2 適正に処理されていた。動産執行については、平成23年同様、地域によって担当を決めているが、2箇月ごとに交替しているので、事務負担の偏りはない。その他の事件については、順点により処理されていた。
3 事件の処理に関する事項	3 未済事件について (1) 近藤執行官担当の平成23年(執ロ)の未済事件3件は、不動産収益執行事件の管理人としての事件である。 (2) 執行未着手事件(鈴木執行官)について 平成24年(執イ)のうち、1件は、平成24年6月21日売却により終了予定。他の1件は、6月6日執行不能により終了。 平成24年(執ロ)のうち、6件は追って指定のまま。他の3件は、執行停止決定により停止中のもの、6月4日執行不能となったもの、6月6日日執行完了となったものである。 (3) 執行未着手事件(萩原執行官)について 平成24年(執ロ)の1件は6月12日取下げ。

4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

6 予納金、保管金及び保管物に関する事項

7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

(4) 執行未着手事件（近藤執行官）について

平成24年（執イ）のうち、1件は6月8日取下げ、他の1件は6月4日執行不能により終了。

平成24年（執ロ）のうち、1件は6月26日断行予定、1件は6月1日執行完了により終了。

(5) 現況調査について

6月20日現在、期限を超えて未提出のものなし。

4 指摘事項なし。適正に処理されていた。

5 適正に処理されていた。

6 保管中の予納金及び保管金はない。保管物は、あるべきもの（自動車の鍵2本）が[]適正に保管されていた。

7 帳簿、記録の保管状況は、既済・未済いずれも良好であった。

【進行中の事件記録】各執行官が[]

[]に進行順に区分して保管

・管理していた。ただし、長期未済事件5件については、

[]ではなく、まとめて[]

で保管されていた。執行官が使用する執務資料や図書は、

[]に入れることで、事件記録とは明確に区分さ

れていた。

【執行中の帳簿】事件簿がパソコンによるデータ管理になったため、帳簿の分量がかなり減っていた。それら帳簿は事務室内の[]に立てて保管されていた。

【既済記録・既済帳簿】事務室に[]に保存されていた。記録は、既済年度ごとに区分して事件番号順に並べて保管されていた。ただし、現況調査記録は執行官ごとに提出月でまとめて保管されていた。また、既済帳簿については廃棄年度順にまとめて保管されていた。

【廃棄事務】廃棄可能な記録は毎年廃棄されており、廃棄目録も適正に記載されていた。

8 執行官の使用する事務員に関する事項

8 事務処理上、大きな問題はなかったが、執行官の1人から「[]
[]
[]」との意見が述べられた。

9 その他

【執行官からの要望】

① 掛川支部の申立事件につき浜松集約の要望が出た。すなわち、掛川支部に提出された執行事件の受付のため週2回（月・木曜日）事務員が交替で出張している。ほとんどが郵送された書類の受付であり、特に掛川まで出向いて受付処理をする必要性に疑問を感じている。また、8項のとおり
[]
[]
[]

との意見であった。

② 執行官と評価人とが意見交換する機会を設けてもらいたいとの要望が出た。

執行裁判所と執行官，執行裁判所と評価人との意見交換をする場はあるが，執行官と評価人が直接意見交換をする機会がない。具体的には，年3回執行裁判所と執行官が意見交換する機会があるが，その1回を評価人も入れた意見交換の場にしてはどうかとの意見が出た。

【改善を求めた事項及び指導した事項】

特になし

平成24年7月2日

静岡地方裁判所長 殿

静岡地方裁判所掛川支部

監督官 支部長代理判事 安 福 達 也

監督補佐官 主任書記官 長 尾 崇 人

執行官事務査察結果報告書

被 査 察 庁 名	静岡地方裁判所掛川支部
査 察 実 施 年 月 日	平成24年6月21日(木)
執行官及び事務員	執行官 鈴木 剣 萩原 弘 幸 近 藤 雅 彦 事務員 [REDACTED] [REDACTED]
査 察 対 象 期 間	平成24年1月1日～同年5月31日
査 察 の 結 果	別紙記載のとおり

(別紙)

査 察 事 項	査 察 結 果 の 要 旨
1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項	法定の帳簿は全て備え付けられていた。使用も適正であった。
2 事件の受付及び分配に関する事項	事件は、適正に受付、立件されていた。
3 事件の処理に関する事項	事件は、迅速に処理されていた。
4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項	記録、調書の作成に関して、誤記や印漏れ等もなく、適正であった。
5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項	手数料及び費用の算定は、適正にされていて、計算違いもなかった。
6 予納金、保管金及び保管物に関する事項	予納金の受入れと返還は、適正であった。 査察実施日現在、保管物は3点あった（受入日は査察対象期間後）が、適正に保管されていた。
7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項	保管、保存は適正にされていて、廃棄も順調に行われていた。
8 執行官の使用する事務員に関する	特になし。

事項	
9 その他	特になし。
【改善を求めた事項及び指導した事項】 なし。	

甲府地家裁総第282号

(組ろー0.5)

平成25年2月27日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

甲府地方裁判所長 須藤 典明

平成24年度執行官事務査察結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

標記の査察結果は、下記のとおりです。

記

1 査察日、査察庁、査察担当者及び被査察執行官

別紙第1のとおり

2 査察事項

- (1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項
- (2) 事件の受付及び分配に関する事項
- (3) 事件の処理に関する事項
- (4) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- (5) 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項
- (6) 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- (7) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項
- (8) 執行官室の運営に関する事項
- (9) 執行官の使用する事務員に関する事項
- (10) その他必要と認める事項

3 重点査察事項

- (1) 事件の受付及び分配に関する事項
- (2) 事件の処理に関する事項
- (3) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- (4) 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項
- (5) 予納金、保管金及び保管物に関する事項

4. 査察結果に対する所見等

別紙第2「査察結果」のとおり

(別紙第1)

執行官事務査察日程等一覧表

		本 庁		都留支部	
期日及び場所		平成24年12月4日(火) 本庁		平成25年1月23日(水) 都留支部	
査察事務担当者	監督官	裁判官	林 正 宏	裁判官	林 正 宏
	監督補佐官 補助者	事務局長	久 川 三紀夫	民事首席書記官	岩 淵 美枝子
		民事首席書記官	岩 淵 美枝子		
		会計課長	矢 後 洋 文		
		民事訟廷管理官	讃 井 健	総括執行官	宮 下 育 也
		民事部主任書記官	佐 野 光 男	民事部主任書記官	八ツ田 美詠子
		同	福 田 行 宏	会計課課長補佐	磯 康 次
		同	八ツ田 美詠子	会計課	君 野 孝
		会計課主任	宮 田 孝 司		
	被査察執行官	総括執行官	宮 下 育 也	執行官	中 澤 正 人
		執行官	守 屋 良 彦		
		執行官	五 味 忠 彦		
		執行官	中 澤 正 人		
		執行官	野 田 豊		

(別紙第2)

査 察 結 果

1 事件の受付及び分配に関する事項

- (1) 本庁及び支部（以下、「各部署」という。）とも、事件の受付事務については、特に指摘すべき事項はなく、良好に処理されていた。
- (2) 事務分配についても、「甲府地方裁判所執行官事務分配規程（平成14年3月22日裁判官会議決議，平成24年3月12日裁判官会議改正（以下、「事務分配規程」という。）」があり、これに基づき、適正に分配が行われている。

なお、本年度の自庁査察時（平成24年6月18日）（以下「自庁査察時」という。）に、売却単位多数の事件を1執行官が受任すると負担が大きいとの意見が執行官から出され、執行裁判所として現況調査命令は個別の執行官に出しているのではないので、執行官室で分担していただいといと回答したが、それを踏まえて、手数料を別個に受けることができる5調査場所（＝売却単位）以上の現況調査命令は、5人の執行官全員で受任し、現況調査命令を早期に提出できるように内規を改めた。

2 事件の処理に関する事項

- (1) 執行事件（執イ、執ロ及び執ハの各事件）

ア 執行の着手時期

各部署において、進行中の事件記録及び既済事件を確認したところ、費用予納後、本庁では1週間前後で着手されており、支部では2週間以内には着手されており、適正に処理されていた。

なお、XXXXXXXXXXの申立てに係る事件については、費用未納のために申立てから執行着手まで1か月以上かかっているものもあったが、同社申立ての一部の事件については、電子納付を利用して、申立てから約10日程度で執行に着手しているものも見受けられたので、電子納付の更なる利用をはたらきかけていく必要がある。

イ 長期未済事件

各部署とも、1年を超える長期未済事件はない。

執イ事件は、本庁に予納金が未納のため未着手となっている事件が2件あるが、これは上記アの[REDACTED]の申立てに係る事件である。

執ロ事件は、都留支部に着手前3か月以内のものが1件あるが、申立債権者と連絡を取り合い、適宜、手続が進められており、特に問題があるわけではない。

執ハ事件は、本庁に6件（2月以内1件、6月以内4件、1年以内1件）、都留支部に2件（いずれも6月以内）あるが、いずれも本案の終局結果待ちである。本案事件の進捗状況調査も6か月に一度点検を行っている。

(2) 本庁における現況調査報告書の提出状況

ア 昨年からの取組状況

当庁では、現況調査命令から報告書提出までの期間短縮の方策について、平成22年10月に①第1回目の臨場は1、2週間以内、②評価人との同時臨場までは3、4週間以内との目標を立てているところ、本年度もその目標の実行状況及び達成度を調査した。

イ 調査結果及び指摘事項

自庁査察時に実行状況を調査したところでは、4週以内に同時臨場しているのが52%、現況調査報告書提出までの状況では、提出期限内（45日以内）に提出されているのが50%、6週間以内の提出が46%であったところ、今回査察時には、評価人との同時臨場を4週以内に実施しているのが60%と8ポイントの増加、また、現況調査報告書提出までの状況についても、提出済みの報告書のうち、提出期限内（45日以内）に提出されているのが52%と2ポイントの増加、6週間以内が48%と同じく2ポイントの増加であり、自庁査察時よりも期間短縮の割合が増えており、現況調査報告書の提出までの期間も自庁査察時よりも全般的に短くなっているものの、

提出期限超の件数は全体の48%を占めており、その理由として以下の事項が挙げられる。

(ア) 申立物件数が多いものや旅館、ホテル、共同住宅及び工場等の大型物件に対する申立てが増えており、いずれも現況及び占有関係の調査に時間を要した。

(イ) 提出までに100日以上を要した事件数(14件)が前回の全庁査察時(平成23年12月13日)(8件)及び自庁査察時(12件)よりも増えている。100日以上を要した理由として、1件の申立物件数が多いこと、大規模建物のために占有者数が多く、占有関係も複雑で、しかも当事者が非協力的なために現況及び占有関係の調査に時間を要したことなどが挙げられる。

今回の調査結果では全般的に現況調査報告書の提出までの期間が短縮となったが、今後も引き続き上記①及び②の目標の達成率を上げていくことを意識して取り組むことが必要であり、困難な事案があれば早めに執行裁判所に相談するよう指示した。

ウ 長期未済事件

今回の査察時点で、提出期限後60日を経過した長期未済事件は次のとおりであり、いずれも長期未済となることにつき、汲むべき事情が認められる案件である。

(ア) 平成24年(ケ)第135号(守屋執行官)

物件が4か所に散在しており、建物の中に工場あり。工場内の機械器具類について、所有者の破産管財人と共に調査するのに時間を要する。

(イ) 平成24年(ケ)第150号(守屋執行官)

所有者本人と同人の父親の名前の読み仮名が同じであり、当初父親を本人として調査したが、後日、本人からの電話で違っていたことが判明し、本人に対する調査に時間を要する。

(ウ) 平成24年(ケ)第113号(五味執行官)

対象物件が2か所にあり、土地のみの調査は終了したが、債務者本人が申立債権者の請求債権に納得せず、非協力的なため、自宅建物内への立入りを拒否している。

(エ) 平成24年(ケ)第91号(中澤執行官)

物件数12のうち、6階建て建物2棟、4階建て建物1棟の大規模ホテルを含み、構造が複雑で現況の特定に時間を要する。

(オ) 平成24年(ケ)第142号(宮下執行官)

物件数13のうち、4階建てのホテルあり。関係人が非協力的で、土地の特定に時間を要する。

(カ) 平成24年(ケ)第160号(宮下執行官)

申立物件に共同住宅を含み、占有者多数あり。所有者等の関係人が非協力的なため占有関係の調査に時間を要する。

(キ) 平成24年(ケ)第141号(野田執行官)

申立物件数以上の建物が存在し、申立対象建物の物件数12のうち、6階建て建物2棟、4階建て建物1棟の大規模ホテルを含み、構造が複雑で現況の特定に時間を要する。

(ク) 平成24年(ケ)第144号(野田執行官)

物件数15のうち、土地14筆と大規模であり、建物1棟も大規模旅館である。一部に公図不存在の土地を含むなど、土地範囲の特定等に時間を要する。

エ 提出に長期間を要した事件

現況調査報告書提出に100日以上を要した事件が14件あったが、いずれも、物件多数、大規模工場、大規模旅館、大規模ビニールハウスの存在、関係者非協力等で時間を要した、共同住宅で占有者多数、大量の犬を飼育、積雪で現地確認困難といった理由によるものであった。

オ 現況調査手数料

現況調査手数料については、主任書記官が全件チェックしている。疑問のあるものは、その都度執行官に確認して説明を受けて解決しており、特段問題となるものはなかった。

なお、立会人の偏り、日当計算に疑義のあるものは見られないし、加算限度額のあるものについても丁寧にカウントし積算根拠を常に明らかにしており、適正に処理されている。

3 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

ア 執イ、執ロ、執ハ事件について

本庁につき(ア)~(カ)、都留支部につき(イ)、(ク)の不適切な扱いがあったので、今後の事務処理では改めるよう指導したほか、(ク)の工夫点も認められた。

(ア) 申立書に事件終了後の債務名義還付申請の記載がなく、別途、債務名義還付申請書の提出がないにもかかわらず、債務名義正本及び送達証明書を還付している事件記録が見受けられた。

(イ) 執行調書(中止)において、次回期日を指定しているにもかかわらず、「執行日時指定書」で重ねて期日を指定している事件記録が見受けられた。

(ウ) 前回査察時と同様、執行日時指定書に記載の執行時間と執行調書の着手時間の記載に相違があるものがあった。

(エ) 債務名義還付請求書・同受領書中の事件番号の記載が空欄で、受付印もないものがあった。

(オ) 執行費用計算書中、受入れと還付の間の確認印が全部抜けているものがあった。

(カ) 債務名義還付申請書に添付された郵便切手の受入れにつき、郵券受入れのゴム印を書面に押さず、付箋に押して添付しているものが見受けられた。

(キ) 執行場所を2カ所とする引渡執行事件において、記録上、1カ所のみ執行(不能)で事件終局となっていた。他の1カ所について、どのような処理

を行ったのか記録上不明瞭であった。

- (ク) 執行調書において、「執行に立ち会った者」欄に記載のある者につき、「執行に立ち会った者等の署名押印」欄に何ら記載のないものが見受けられた。
- (ク) 自庁査察時以降、申立書、債務名義、送達証明書、委任状のチェックリストを使用して事件記録末尾に編綴する取扱いを始めたことは特筆すべき工夫点である。

イ 現況調査報告書について

特段の指摘事項はなかったが、(ア)、(イ)の点につき注意を促した。引き続き正確な現況調査報告書の作成を意識するよう指示した。

- (ア) 自庁査察時よりも頻度は少なくなっているが、誤字脱字、丁数間違い、丁数漏れがあった。その他、土地建物位置関係図の写真の位置が異なる点があった。今後も提出前に必ず印刷したものを再確認するよう指示した。

- (イ) 建物面積について現況増減がある場合、現況調査報告書と評価書の数値が一致しない場合がある。執行官と評価人とで数値を統一するよう指示した。

4 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

各部署とも、適正に処理されていて、特段の問題はなかった。

同時に複数の執行をした場合の処理や動産競売手数料の算定、残置動産の保管料の徴収などいずれも適正に処理されている。

都留支部の前回全庁査察（平成23年12月24日実施）における注意事項の収入及び支出の証拠書類の帳簿の帳番がされていなかった件及び入出金伝票について、執行官の確認印がなかった件について、それぞれ是正されていたが、執行官手数料関係の証拠書類につき、①編綴が日付順になっていないものがあったので、時系列で行うこと、②割り印が無いものがあったので、割り印をすること、③伝票などのナンバリングは、台紙ではなく伝票などに直接行うことの注意を促した。

5 予納金、保管金及び保管物に関する事項

各部署とも、予納金、保管金の受入れや払出し、返納の事務に遅滞はなく、適正に処理されていた。また、本庁においては、保管物（供託書）が1件あったが、
[REDACTED]に保管されており、保管状態に問題はなかった。

6 帳簿、物品管理票、記録及び簿冊の保管、保存並びに廃棄に関する事項

(1) 各部署とも、進行中の記録及び既済記録の保管、保存は適正に処理されていた。

(2) 終局した記録は、保存終期の表示を明瞭に施した上で、
[REDACTED]に廃棄年度順に区分を設けて整理、保存されており、保存期間が満了した記録は、適正な許可手続を執った上で、廃棄が行われている。

7 執行官室の運営に関する事項

執行官室の運営に関する収支については、金銭出納簿、執行官収支明細書及び証拠書類等（収入、支出）を照合した結果、すべて突合しており、適正に処理されていた。

都留支部においては、執行官1人配置であり、かつ、不動産競売を本庁集約しているため、不在となることが多く、終日事務員1人となることが多い状況であるが、従前からチェックシートの利用や指示事項一覧表の作成を行って執行官が管理、把握しやすく、かつ事務員が適切に処理できる工夫をしており、また、執務上、疑問点があれば直ぐに執行官に連絡を取り、本庁に問い合わせる体制も整えられており、執行官不在時も適切な処理がなされていた。